

民事訴訟等専決処分報告について

、市長の専決処分事項に関する条例第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月15日

大阪市長 横山 英幸

1 訴訟提起

提起の日、 当事者及び事件名	事件概要
-------------------	------

(中略)

<p>1 令和5年5月25日</p> <p>2 控訴人 大阪市 被控訴人 松田 幹 雄</p> <p>3 大阪高等裁判所 賃金等請求控訴事件</p>	<p>市立中学校（以下「本件学校」という。）に教諭として勤務していた被控訴人は、令和2年3月12日から同月17日まで海外へ私事旅行をし、帰国後、新型コロナウイルス感染症に感染しているおそれがあるとして、同月19日から同月31日までの間、本件学校に出勤しなかったため、給料、地域手当及び勤勉手当（以下「給料等」という。）が減額されることとなった。</p> <p>これに対し、被控訴人は、当該期間について、教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づき自宅での研修を申請したにもかかわらず、本件学校の校長がこれを承認しなかったことは違法である等として、本市に対し、減額された給料等及び損害賠償の合計金1,147,723円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求めている訴訟において、令和5年5月17日に、本市に対し、被控訴人に対し金94,262円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決があり、同判決について控訴を提起したものである。</p> <p>(教育委員会関係)</p>
--	---

(後略)